定　　款

株式会社アイビスホールディングス

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）
第　１　条　当会社は、株式会社アイビスホールディングスと称し、英文では、IBIS HOLDINGS Co., Ltd.と称する。

（目　　的）
第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）障害者の日常生活支援、社会生活支援、就労支援に関する業を営む会社・法人の株式・持分を所有することにより、当該会社・法人の事業活動を支配・管理すること
（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
（３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
（４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
（５）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
（６）事務代行請負業
（７）特許権・商標権・実用新案権・意匠権等無体財産権の取得・保有・運用
（８）経営コンサルタント業
（９）不動産の取得、開発、保有、売買、賃貸、管理及び処分
（１０）各種商品の企画、製造、販売及び輸出入
（１１）化粧品、医薬品、その他各種商品の企画、製造、販売、製造販売及び輸出入
（１２）飲食店及び喫茶店の経営
（１３）テイクアウトによる弁当及び総菜などの加工食品の製造・販売
（１４）服飾製品の企画・制作・卸・販売
（１５）インターネット、その他の通信を利用した通信販売業
（１６）古物商
（１７）倉庫業
（１８）各種イベント、催事での販売
（１９）前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　　関）
第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第 ５ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、７，１９２，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第 ７ 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 ８ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 ９ 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１０月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員　　数）
第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。
２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、３名以内とする。

（選任方法）
第１９条　取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）
第２０条　取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
４　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２１条　取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の

決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報 酬 等）
第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第２８条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる

（監査等委員会規程）
第２９条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第３０条　会計監査人は、株主総会において選任する。
２　会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を

もって行う。

（任　　期）
第３１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報 酬 等）
第３２条　会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。
２　前項の定めをする場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

（会計監査人の責任免除）
第３３条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）
第３４条　当会社の事業年度は、毎年１１月１日から翌年１０月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１０月３１日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第３６条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第３７条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払の配当金には利息をつけない。